

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	産業政策課	整理番号	1-4-1
許認可等の種類	員外利用の特例の認可			
根拠法令条例等・条項	中小企業等協同組合法第9条の2の3			
許認可等の概要	<p>知事は、事業協同組合及び事業協同小組合が、その所有する施設を用いて行っている事業について、組合員の脱退その他やむを得ない事由により組合員の利用が減少し、当該事業の運営に著しい支障が生ずる場合において、中小企業等協同組合法第9条の2第3項ただし書きに規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用することが、当該事業の運営の適正化を図るため必要かつ適切なものとして、期間を定めて認可することができる。</p>			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令において言い尽くされているため) 員外利用が認められるために満たすべき一定の基準としては、中小企業等協同組合法において次の内容が規定されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設を用いて行っている事業であること。 2 組合員の脱退その他やむを得ない事由により組合員の利用が減少していること。 3 当該事業の運営に著しい支障が生じていること。 4 当該事業の運営の適正化を図るため、中小企業等協同組合法第9条の2第3項ただし書きに規定する限度(組合員の利用分量の20パーセント)を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが必要かつ適切であること。 5 当該事業の運営の適正化のために必要な期間に限られること。 			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	概ね1か月			
期間の制定根拠	認可申請書を審査するのに必要な期間			